

# 法教育推進協議会 第49回会議 議事録

第1 日 時 令和4年7月22日（金） 自 午前10時30分  
至 午後 0時02分

第2 場 所 法務省大会議室

第3 議 題 (1) 各種報告  
ア 中学校における法教育実践状況調査について  
イ 法教育出前授業の実施件数について  
ウ 教員向け法教育セミナーの開催について  
エ 高校生向けリーフレットの配布について  
オ 法教育広報グッズを活用した周知広報について  
カ その他  
(2) 学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の活動状況について

佐伯座長 それでは、予定の時刻となりましたので、第49回法教育推進協議会を開会させていただきます。

オンラインで御出席の方は、カメラをオンにしてください。

本日は御多忙中のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

はじめに、事務局から本日の発言方法についての説明をお願いいたします。

小林参事官 本日の発言方法について説明いたします。

法務省会場に御参集の委員の方々におかれましては、御発言をされる際は挙手をお願いいたします。また、オンラインにより御出席されている方におかれましては、挙手ボタンを押してください。挙手ボタンがうまく機能しない場合には、画面上で見えるように手を挙げるなどの意思表示をしていただければと思います。座長からお名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いします。

なお、オンラインを併用している関係上、発言者を明確にするために、会場に御参集の方も含め、必ず御名前を仰ってから、御発言いただきますようお願いいたします。

発言方法の説明は以上です。

佐伯座長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事に先立ち、法務省大臣官房司法法制部の竹内部長から、委員の皆様へ御挨拶がございます。

竹内部長 おはようございます。司法法制部長の竹内でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙中にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から法教育の推進に御尽力いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本協議会には、法律や教育の専門家を始めとする各界の有識者に御参加いただき、法教育の在り方について大局的な観点から指針をお示しいただくという、重要な役割を担っていただいております。昨今、成年年齢の引下げや裁判員対象年齢の引下げにより、若年者に対する法教育のより一層の充実を求める声が、以前にも増してよく聞かれるようになりました。こうした法教育への期待に応えるために、今後も委員の皆様のお力添えを頂きながら、必要な取組を進めていく所存でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、まず、昨年度実施をいたしました中学校における法教育実践状況調査結果の概要、法務省及び関係機関・団体における法教育出前授業の実施状況、来月18日に開催する教員向け法教育セミナーの概要などについて報告をさせていただきたいと考えております。また、昨年12月に本協議会の下に設置されました「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」のこれまでの活動状況についても報告をさせていただき、その上で、今後の検討の方向性や効果的な周知広報の在り方等について、御協議をお願いしたいと存じます。

本日も委員の皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

佐伯座長 どうもありがとうございます。

竹内部長は、ここで所用のため御退席になります。

前回第48回会議後、委員に変更がございました。岩崎委員、秋田委員、山田委員の3名が御退任され、新たに東京都教育庁指導部主任指導主事の富永大優委員、公益社団法人日本PTA全国協議会専務理事の比嘉里奈委員の2名に御就任いただいております。

それでは、富永委員、自己紹介をお願いできますでしょうか。

富永委員 この度、委員を拝命しました富永と申します。東京都教育庁指導部で主任指導主事をしております。昨年度までは、東京都の国分寺市で学校指導課長として、小・中学校の現場等とともに、法教育等を進めてまいりました。今年度こういった会に参加させていただきますことを、非常に光栄に思っております。どうぞよろしく願いいたします。

佐伯座長 どうぞよろしく願いいたします。

なお、比嘉委員におかれては、本日は所用により御欠席されておりますので、次回御出席の際に、改めて御紹介したいと思います。

それでは、議事に入ります。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は大きく二つの議題を予定しております。また、配布資料は、配布資料目録に記載のとおりです。参考資料と表示しているものは、確定版でないものなどを含むため、委員限りの参考資料としてお示ししたものですので、本会議後、廃棄していただきますようお願いいたします。参考資料を除く配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定としておりますので、御了承ください。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお声をお掛けください。よろしいでしょうか。

それでは、最初の議題に入ります。

一つ目の議題は、事務局等からの各種報告です。

本日は6点報告がございます。まず、中学校における法教育実践状況調査について報告をお願いいたします。

菊地部付 部付の菊地でございます。

資料2を御覧ください。

これは、令和3年度に実施した中学校における法教育実践状況に関する調査研究報告書です。前回会議で、調査委託先の浜銀総合研究所から中間報告を差し上げたところでございますが、調査結果の取りまとめが終わり、法務省ホームページに公表しましたので、報告いたします。

調査の結果につきましては、中間報告から大きな変更はございません。

まとめや考察について、かいつまんで説明いたします。

資料2の53ページ以降の「1. 調査結果のまとめ」を御覧ください。

まず、「外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況」ですが、外部人材と連携した法教育授業を行ったと回答した中学校は、全体で約15.2%でした。主な連携先は、市町村の人口規模別によって若干異なる部分がございますが、全体としては、「弁護士会（弁護士）」や「税務署」の割合が高いという結果でした。外部人材と連携しなかった理由については、「時間がない」「準備や手続などが大変」「どのような授業ができるか分からない」

などが多く挙げられました。

次に、54ページを御覧ください。「法教育教材の利用状況等」につきましては、約半数の中学校で当協議会作成の法教育教材を認識しているという回答がございましたが、実際に利用したと回答したのは全体の8.5%にとどまりました。なお、利用した中学校のうち、40.7%は冊子教材と視聴覚教材の両方を使用しておりました。教材を利用したことがない理由として、最も多かったのは、「時間的余裕のなさ」で68.5%でしたが、「既存の指導書や教科書などで授業を実施することができるから」という回答も46.5%と、相当数ございました。

次に、55ページを御覧ください。「法教育に関する教員向け研修に関する意見・要望等」についてです。

研修のニーズとしては、「法廷傍聴」が44.6%と最も高く、次いで、「法教育授業の見学」が38.6%、「模擬授業体験（グループワーク）」が38.3%という結果になりました。また、人口規模が10万人未満の市区町村の中学校に限って言いますと、「現職教員による法教育授業の実践報告」「法教育授業の見学」「法教育教材の紹介・活用方法に関する講義」のニーズも相対的に高いという結果でございました。研修の方法に関しましては、「オンデマンド方式（オンライン方式）」のニーズが最も高いという結果でした。

同じページの「法教育全般に関する課題や意見・要望等」についてですが、法教育を実施するに当たって、課題と感ずることとして、「法教育に十分な時間を取る余裕がない」の回答が73.4%と最も高いという結果でした。

最後に、57ページ以降の「2. 今後の方策等に関する考察」を御覧ください。

報告書では、教育現場の「時間的余裕のなさ」を考慮した推進、教育課程に位置付けていくための支援、教材の開発・提供、法律専門家等と教育現場のネットワークの構築、研修や啓発の実施などについての言及がございました。新型コロナウイルス感染症の影響やGIGAスクール構想による社会情勢の変化などに対応した方策、例えば、オンラインを活用した研修や出前授業の拡大、既存教材のデジタル化やウェブコンテンツの開発などの提案もございました。

調査結果についての報告は以上でございます。今後も、この調査の結果を踏まえつつ、必要な取組を進めていきたいと考えております。

なお、今年度は高等学校における調査を実施する予定です。

事務局からの報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

今のところないということでしたら、次に進みたいと思います。

次に、法教育出前授業の実施件数についてです。

当協議会において、各機関、団体の取組状況を共有していただくことは大変重要であります。前回の会議では、荒川委員から日本弁護士連合会における令和2年度の取組状況について御報告いただいたところです。今回の会議では、まず、事務局から法務省における令和3年度の取組状況を報告してもらい、その後、最高裁判所、日本司法書士会連合会の順に御報告していただければと思います。

それでは、事務局から報告をお願いします。

二宮部付 部付の二宮でございます。法務省における出前授業の実施状況について報告いたします。

資料3-1を御覧ください。

資料3-1は、出前授業の実施状況をまとめたものでございます。令和2年度は、実施回数が令和元年度の約4分の1にまで減少しましたが、令和3年度は、令和元年度以前の水準までとはいきませんが、令和2年度の約2倍に当たる実施回数2,400回、参加人数11万6,639人にまで回復しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少し、令和3年度は、オンライン授業の拡大などにより回復したものと考えられます。

本年4月からの成年年齢や裁判員対象年齢引下げ実施などを踏まえますと、出前授業のニーズはますます高まるものと思われまますので、今後も法教育授業に関する好事例の情報発信や情報共有などに努めてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

佐伯座長 まとめて御質問等は頂きたいと思います。

次に、石井委員からお願いいたします。

石井委員 最高裁判所総務局の石井でございます。

資料3-2に基づきまして、裁判所の出前講義の実施状況等について説明させていただきます。

裁判所では、裁判官が学校あるいは企業、それから各種団体等に出向きまして、裁判員制度に関する説明などを行う出前講義の実施をしております。今回、令和3年度の件数を中心に報告させていただきますと、資料の中ほどに令和3年度の数字を記載しておりますけれども、実施件数は53件、内訳は括弧内にありますとおり、大学が13件、高校が14件となっております。実施庁は26庁で、参加者数は3,700名となっております。

なお、先ほどの法務省からの説明と同じで、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度、3年度は、実施件数がちょっと少なくなっておりますが、コロナの前の令和元年度につきましては、実施件数は317件、参加人数は2万5,000人弱程度になっておりますので、今後またこの程度まで取組を再開していきたいと思っております。

資料の2のところに、参考として最高裁判所の見学者数を記載しております。若干毛色が異なりますけれども、この見学の中で、裁判員制度などについても説明をしております、小学生、中学生など、学校での見学については、非常に人気があると聞いております。ですので、ある意味、法教育ということに資するのかなと思っております。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でちょっと中止しておりましたけれども、その前は3万6,000人以上の方の御参加をいただいているというところでございまして、本年度また見学を再開をしておりますので、引き続きこういったことにも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、最後に、伊見委員からお願いいたします。

伊見委員 皆様、こんにちは。日本司法書士会連合会の伊見と申します。今日は御報告させて

いただく機会を頂き、ありがとうございます。

資料は3-3を御覧いただけますでしょうか。

日本司法書士会連合会では、学校への講師派遣ということで、資料のとおり、全国50の司法書士会のうち、38会が令和3年度の事業として講師派遣事業を実施したということになっております。

校数、受講者数の数字も含めてなんですけれども、先ほどもございましたとおり、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度、3年度につきましては、以前よりも校数、派遣会数、受講者数とも全て減少をしているということになっております。令和元年以前で申し上げますと、高等学校の派遣校数でも、おおむね300から400校というような実績がございましたが、令和3年度においては、まだそこまで回復はできていないという状況にあります。

派遣先に関しましては、主に高等学校への派遣が中心ということで、従前から社会で自立をするに当たっての身近な法律知識や司法制度の使い方、相談をする先などの情報を求めるというニーズに应运ってきたというところが大きいのかなというふうに思っておりますが、近年では、中学校や小学校、また、特別支援学校や、それから1ページ目の一番下の棒グラフのところにも、僅かではあります、児童養護施設といった教育機関以外での法教育の活動にも着眼をしております、こういった統計も取り始めているところでございます。

続きまして、次のページの実施形態についてですが、高等学校での実施が多いということもありまして、生徒さんが集合していた中で、講師が講義を行うというスタイルが最も多いわけでありまして、その中で、寸劇などで生徒さんや教員の方に参加していただいたり、また、視聴覚教材を用いたりということを組み合わせながら、工夫をしてより伝わりやすい実施方法で行っております。

そして、次の3ページ目になりますけれども、講師派遣に当たりまして、司法書士会の方で研修を行ったり、それ専用の名簿を設けたりしている、いないというところについても調査を行っております。この辺りは、50の司法書士会によってかなり取り組み方にばらつきがあるというところではございますが、ここの資料に記載はないところで、司法書士、日司連としての取組としまして、司法書士会で行う新人研修というものがあります。これは、基本的には全ての司法書士、あるいはこれから司法書士登録をしようという会員、会員になろうとする人が受講している研修ですけれども、その際に、司法書士のための法教育、消費者市民教育ハンドブックという冊子を全員に配布しているというようなことも行っておりまして、研修ということではないのですが、司法書士になる、なりたての会員に対して、法教育の重要性についても周知する機会を設けているところでございます。

3ページ目の下の円グラフですけれども、教育委員会、消費者センター等の関係機関との協力の有無ということで、こちらにつきましても、司法書士会によってかなりばらつきがあるというところと、それから、協力関係の有無というところで、ありと答えたところにつきましては、例えば、学校への周知文書、周知の協力を教育委員会にお願いをするとか、そういった形での協力が中心かと思っておりますので、この辺りのもう少し突っ込んだといえますか、深い連携、協力というものが今後の課題になろうかと思っております。

それから、最後の4ページ目後半の部分ですけれども、実施をしなかったという司法書士会も一部ございます。司法書士会も大分、会や地域によりまして、予算、人数等の限界とい

うところもありまして、まだ地域によっては取組が十分でないというところもありますので、そういった司法書士会、地域におきましても、実施ができるように日司連として支援をしていくということが、今後の課題かと思っております。

そして、最後ですね、「解釈のちから」、「相談のちから」というような教材の名前が書いてありますけれども、日本司法書士会連合会で作成をした教材を用いた法教育の推進ということを行っております、これらの教材は、どちらかという、小学校の中学年から中学校向けの教材、しかも、グループディスカッションを通して意見を出し合ったりというような参加型の法教育を目指したものとなっておりますので、こちらの方も今後推進をしていければと思っております。

報告は以上でございます。

佐伯座長 大変詳しい御報告を頂きましてありがとうございます。

それでは、ただいま頂きました御報告につきまして、何か御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

菊地部付 部付の菊地です。伊見委員に質問があります。

今御報告いただいた設問2-3の教育委員会、消費者センター等関係機関との協力の有無ですけれども、例えば、教育委員会とどういった連携をされているのかということについて、お話しただけのところがあれば、教えてください。

伊見委員 御質問ありがとうございます。

先ほど少し駆け足でお話をしてしまった部分だったかと思っておりますけれども、私の方で把握している範囲で申し上げますと、先ほどの若干繰り返しになりますが、学校向けの文書、案内文書の配布について、教育委員会の方の御協力を頂き、学校への周知をお願いするという部分での協力が、中心的なものかと思っております。

菊地部付 ありがとうございます。

佐伯座長 ほかにいかがでしょうか。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 立教大学の野澤です。今回また御報告を受けて、皆さん一生懸命、出前講座というのをかなりやっていて、大変御尽力いただいて、本当に素晴らしいことだと思っております。

出前講座をやって、せっかく学校と関係がそこでできるわけですが、その後、そのフォローというか、学校との関係というのはどうなっちゃうんでしょう。それで、1回やったらもう終わりということになってしまうのか、それとも、何か継続的に今後いろいろやっていく上での関係性みたいなものを作っているのか、その辺ちょっと伺えればと思います。

佐伯座長 いかがでしょうか。

菊地部付 まず、法務省の状況を説明いたします。

リピーターになっていただく学校は結構ございます。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、出前授業はなかなか受入れが難しかったということで、ここ数年は、数がそれほど増えていないんですが、出前授業などに行ったときに、来年以降もお願いしたいというようなお話を頂くこともあります。出前授業でつながりを持った学校に、こちらから、積極的に出前授業を活用するよう働き掛けることはなかなか難しいのですが、つながりを持った学校からは、外部講師を活用する授業計画などについて、積極的に検討しますというお話を頂いたりしています。

佐伯座長 荒川委員、いかがでしょうか。

荒川委員 弁護士の荒川でございます。貴重な資料ないし貴重な御報告、誠にありがとうございます。

素朴な疑問といえますか、御質問させていただければと思うのですが、差し支えなければ、法務省、裁判所、それから司法書士会、それぞれどのようなルートで講師派遣の依頼が来ているのか、また、講師派遣を増やすための広報活動として、何か工夫していることがあればお聞かせいただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

佐伯座長 同じような質問なので、私からも併せて伺えればと思います。例えば、ホームページ等に、希望があればここに連絡くださいみたいな掲示があるのでしょうか、それとも、何か特別なつながりのある方、知っていらっしゃる方だけが申し込んでこられているのか、その辺も併せて伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

まずは、法務省から申し上げます。

菊地部付 講師派遣のルートでございますが、ホームページに掲載されている連絡先を見て、御連絡を頂くことが多いという印象です。以前に出前授業を利用されたことがあり、こちらの連絡先を知っている方などからは、直接電話やメールで御連絡を頂くこともありますが、ホームページの案内を見て、新規で申込みをされる学校も少なくありません。

司法法制部による出前授業を要望されたときは、こちらの方で出前授業を行います。ほかの部局の方が御要望にマッチしていると思われるときは、そちらにお回しするというような対応をしております。

佐伯座長 最高裁判所の石井委員、いかがでしょうか。

石井委員 最高裁、石井でございます。

裁判所の出前講義は、各裁判所がやっております。それぞれの裁判所で、ホームページなどでは御案内などさせていただいているというところがございます。今、詳細を必ずしも承知していませんけれども、そういったところを御覧になって、それぞれの学校などから御依頼いただいているということだと承知をしております。

佐伯座長 ありがとうございます。

伊見委員、いかがでしょう。

伊見委員 まず、学校への周知広報の方法ですけれども、一般的には、各地域の司法書士会から高校などに宛てて案内の文書を直接郵送でお送りさせていただき、それに対して反応のあった学校に講師派遣をするというスタイル、これが恐らく一般的なのではないかと思います。また、一部の司法書士会では、ホームページ上でこういった出前授業を行っているということで募集の案内を、一年中ホームページのところに貼って、御覧になった教員の方々等がそれを見て申し込まれるというようなケースも、一部あるかと思います。

それから、一つ前の質問にも少し関連するところとしましては、一度講師派遣を行った高等学校の教員の方から、是非次年度もということで、具体的なリクエストを頂いてリピーターになっていただくような高等学校もございますので、そういった意味で、広い意味ではこういうのも広報の一つになるのかなとは考えているところです。

佐伯座長 ありがとうございます。

荒川委員からも、もしよろしければ、日弁連の取組についていかがでしょうか。

荒川委員 荒川です。



弁護士は、各弁護士会が主体的に動いていることが多く、それぞれ各弁護士会で創意工夫をしています。もちろん、多くの弁護士会でホームページでの募集をしておりますし、今、司法書士会の方からもお話がありましたように、学校現場に対してチラシなどの告知をしていくというような活動も、多くの弁護士会で行っているところです。

ただ、実際にチラシ等で告知をした場合に、法教育を担当する先生のところまでちゃんと行き届かない場合があるという悩みを聞いておまして、そのことも含め、どういう工夫があり得るのかなということに興味があつて、ちょっとお伺いをさせていただいた次第です。

これからも、いろいろな工夫を我々としても考えながら、何かお役に立ちそうなことがあれば、またこちらで報告をさせていただこうと思っております。

ありがとうございます。

佐伯座長 ありがとうございます。

いろいろな経験を共有して、出前授業を更に多くの学校に届けられればと感じております。ほかにはいかがでしょうか。

菊地部付 部付の菊地です。

先ほど言い忘れてしまったんですけども、今年、教育委員会を通じて、各学校に対し、出前授業などを行っていますという御案内をするに当たり、通常の文書に加えて、ハウリス君のイラストや、具体的な出前授業のプログラム例などを載せた、ちょっとかわいらしいポップなチラシを作成し、配布するという工夫をしました。これは文科省さんからも御提案を頂いたことなんですけれども、そうしたところ、反応が去年よりも少し良かったという印象がございます。

先ほど荒川委員からもお話があったんですが、御案内を送っても、その文書が担当の方の目に入らないという問題があると思うんですけども、御案内の文書を目を引くような形にするのも、少し効果があるのではないかと思います。

もし御参考になればと思い、お伝えいたしました。

佐伯座長 ありがとうございます。

神村委員、お願いいたします。

神村委員 最高検の総務部長の神村です。

ちょっと質問というか、戻るんですけども、資料2の浜銀総合研究所が行った中学校における法教育の実践状況に関する調査の関係で、先ほども御説明のあった53ページから54ページの辺りで、外部人材と連携する場合の連携先として、税務署というのが非常に多いとか、税理士会との連携割合が高いというのがあるんですけども、私の法教育というものの理解が不十分かとは思いますが、意外な感じがして、学校のそういう現場、法教育となると、そちらの方に発想がいくということなのかなと。この辺りは、法教育を推進するというか、そういう立場からすると、どういうふうに捉えておいでなのか。これは、もちろんこれでありなんだろうけれども、私なんかの感覚でいくと、司法書士、弁護士なんかの方に声が掛かるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

佐伯座長 ありがとうございます。

事務局からお願いします。

菊地部付 部付の菊地でございます。今御指摘の税務署による出前授業が、果たして法教育そのものと言えるのかということについては、私どもとしましても、少し疑問を感じている

ところですが、学校現場としては、法に関するものを広く、個別の法律に関するものも広く含めて法教育と捉えて、こういった回答をされているんだろうと考えております。

税務署と連携している回答が多いということにつきましては、税務署の方から積極的に学校側に「租税教室をやりませんか」と働き掛けている結果であると伺っております。ただ、「租税教室」は税金の話が中心と思われますので、法教育推進協議会が法教育と考えているものそのものということとはちょっと言えないのかなと思っております。

この調査において、連携先の選択肢に「税務署」を入れている理由としましては、過去の調査時からの経年変化を見たかったからです。過去の調査でも「税務署」を選択肢に入れていたため、今回の調査でも同じ選択肢にしたということになります。

神村委員 ありがとうございます。よく分かりました。

佐伯座長 学校の限られた時間をめぐって競争しているというところがあるんだろうと思いません。

ほかにはいかがでしょうか。

では、また御質問を思い付かれたら、後でも結構ですので、戻っていただければと思います。

次に、教員向け法教育セミナーの開催について、報告をお願いいたします。

二宮部付 部付の二宮でございます。教育向け法教育セミナーについて報告します。

資料4を御覧ください。こちらは、教員向け法教育セミナーの開催チラシでございます。来月18日の午前10時から、法務省会議室におきまして、教員向け法教育セミナーを開催いたします。

セミナーの内容は、チラシに記載のとおりでございます。本年度は、学校現場での法教育が充実したものとなるよう、学校現場と法律実務家との連携をテーマとして、会場開催の方法で実施いたします。

校種別の分科会では、現役の教員を講師に迎え、法律実務家がゲストティーチャーとして参加した法教育授業について実践報告を行うほか、その授業に参加した法律実務家も交え、連携に当たっての課題などについての意見交換会を実施する予定でございます。

委員の皆様には、別途御参加について照会させていただいております。8月10日まで申込みを受け付けておりますので、差し支えない範囲において、関係者の皆様に御周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。御周知いただくに際しまして、チラシが必要な場合などにつきましては、事務局までお申し付けいただければと思います。

報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。

次に、高校生向け法教育リーフレットの配布について、報告をお願いします。

二宮部付 引き続き報告いたします。高校生向け法教育リーフレットにつきましては、令和2年度から継続配布をしておりますが、今年度も高校2年生を対象に、全国の高等学校に送付する予定でございます。

配布した高等学校などから、配布時期を早めてほしいとの御要望を頂いておりますので、

今年度は、2学期早々にリーフレットをお届けできるよう準備を進めております。

以上でございます。

佐伯座長 ただいまの報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、法教育広報グッズを活用した周知広報について、報告をお願いします。

菊地部付 部付の菊地から報告します。

法教育広報グッズにつきましては、これまでハウリス君のクリアファイルやシャープペン、ブックマーカーなどを作成し、主に出前授業や学校からの御要望を受けて、周知広報のために配布しております。ハウリス君を活用した周知広報が効果的であるということは御承知のとおりですが、昨年度、新たな広報グッズとして、ハウリス君のぬいぐるみ製キーホルダーを作成いたしました。このキーホルダーを活用して、SNSなどを通じてハウリス君の露出を増やし、その知名度を上げることによって、法教育に対する若年者の関心を高めることができなかと考えております。

具体的には、例えば、法教育に積極的に取り組んでいる高校生や大学生などといった若者への配布が考えられます。その第一歩として、日弁連様に御協力を頂きまして、日弁連主催の高校生模擬裁判選手権の参加者に配布させていただく予定です。このほか、大学や大学院の法教育サークルメンバーなどにも配布をして、SNSなどを通じたハウリス君の周知を依頼することなども検討してまいりたいと思います。

予算の関係上、数も限定的でありまして、現時点では広く配布を行うということはちょっと難しいのですが、今後もこのキーホルダーを含めて、法教育広報グッズをうまく活用しながら、周知広報を充実していきたいと考えております。

事務局から報告は以上です。

佐伯座長 法務省の1階の階段のところにもハウリス君が飾られていました。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございますでしょうか。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 立教大学の野澤です。御報告どうもありがとうございます。

ハウリス君のぬいぐるみ、とってもかわいいんですね。私もすごい大好きなんですけれども、ただ一方で、予算の関係もあるから、配るのは多分限界があるという話だったんですが、例えば、警視庁のピーポくんみたいに、グッズを売って、それでまた作って、何かそういう販売ができると、もうちょっと広がるのかなという感じもするんですけども、その辺も是非御検討いただければと思います。

佐伯座長 いかがでしょう。

菊地部付 御意見ありがとうございます。今後の検討とさせていただきたいと思います。

佐伯座長 ほかにいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、その他の事項について報告をお願いします。

菊地部付 菊地から報告させていただきます。

先ほど、中学校における法教育授業の実践状況に関する調査の結果について報告を差し上げましたが、外部人材と連携した法教育授業を行った中学校は全体の15.2%であるのに対し、外部人材との連携は不要であるとの回答は18.3%にとどまっております。こう

したことから、外部人材との連携に関するニーズは相当程度あるということが伺われます。

また、外部人材と連携した授業を行わなかった理由として、「連携によりどういう授業ができるのか分からない」という回答や、「連携先を見付ける方法が分からない」という回答が多く認められ、法律専門家等との連携を本格的に検討する前の段階で支障が生じているという状況が見受けられました。

こうした状況を改善し、学校現場における法教育の一層の充実を図るためには、学校や教育関係者が法律専門家等による支援内容や法律専門家等と連携した好事例に関する情報などを容易に入手することができる仕組みや、連携の在り方などに関する意見交換等ができる場を定期的に設けるなど、効果的な連携の具体像を作り上げていくということが有益ではないかと考えられます。また、こうした取組を継続していくことで、学校や教育関係者と法律専門家等との間に、いわゆる顔の見える関係が醸成されて、その連絡調整が円滑化し、より充実した法教育の実践につながっていくものと考えられます。

そうした取組の一環として、現在、当協議会の猪瀬委員が所長を務めておられます茨城県教育研修センターと茨城県の弁護士会、検察庁、裁判所の間で連携協議の場を設置するという試みが行われております。当部としては、今後、茨城県における連携を支援していくとともに、この取組をパイロットケースとして、地域ごとの実情に応じた連携の在り方という視点を持ちつつ、他県にも地方連携の試みを展開していくことを検討したいと思っております。

報告は以上です。

佐伯座長 ただいまの報告につきまして、猪瀬委員からもし補足等がありましたらお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

猪瀬委員 茨城県の猪瀬でございます。

今、御報告いただきましたように、法務省と協力をさせていただいて、今、研修の充実ということに努めておりますけれども、茨城県の先生方を対象にしているということから、地元の法曹三者の皆さんとの協力が、参加した先生方に地元の専門家をつなぐ役割も果たすことができるのかなと思っております。そういう意味で、先ほどから様々な専門家の皆さんが学校へアクセスをしてくださっていて、御努力いただいている中で、そういった情報をキャッチする学校の先生方、時間がない等々、いろいろ事情があるとは思いますが、キャッチする先生方の感度を上げるということも、教育委員会としての仕事かなと思っております。研修の機会に法教育の良さというか、あるいは実務家、法律専門家との連携のしやすさといいますか、そういったところを具体的に授業の中に落とし込めていただけるような橋渡し、あるいはお手伝いをしたいなと思っております。

そういう意味におきまして、やはり地元の法律専門家とつながっていくような、例えば、ワンストップの相談窓口とでもいうんでしょうか、そういったものができたり、あるいは指導主事としても、なかなか裁判所の方や検察の方と打合せをしたりするような機会はないので、もしセンターを仲介役として、意見交換の場であるとか、あるいは具体的な研修へのアドバイスであるとかができるといいのかなと思っております。

以上でございます。

佐伯座長 大変心強い試みで、是非進めていただければと思います。

ただいまの報告について、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

伊見委員、お願いいたします。

伊見委員 御報告ありがとうございます。

先ほどの御報告の中で、やはり法教育に取り組むに当たっての検討の前段階での障害があるというような趣旨のお話だったかなと思います。法教育を取り入れようというところで、具体的に何ができるのかというところをイメージしてもらいやすくするためには、より多くの、より幅広のメニュー提示というのが必要だと考えておりますので、そういった意味で、今後そのような取組の中に司法書士も加えていただければと、また様々な視点で協力できるところもあるかなと思いますので、今後是非御検討願えたらと思います。よろしくお願いいたします。

佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、二つ目の議題に移りたいと思います。

次の議題は、「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」の活動状況についてです。

まず、事務局から、これまでの部会の活動状況を報告してもらい、その上で、模擬裁判教材の効果的な周知広報の方策など、今後の取組の方向性等について御協議をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

二宮部付 部付の二宮から報告します。

資料5の「模擬裁判教材の作成状況について」を御覧ください。

資料5は、各教材案の現段階の内容を、事務局において取りまとめたものでございます。実際の教材案は、参考資料1から3として配布させていただいております。いずれの教材も、現在作成の途中ではございますが、罪名や検討する項目については、概ね固まっているところでございます。いずれの教材も、1コマ授業、又は2コマ授業のいずれにも用いることができるものとするを前提として、作成しております。

各教材の概要について説明します。

小学校用の教材は、新たに作成したものであり、器物損壊を題材としております。教材では、難解な専門用語等は用いず、主として刑事公判手続について理解させるとともに、話し合いの対象等について、自分の言葉できちんと説明できるようになることをねらいとしております。

中学校及び高等学校の教材につきましては、既存の高校生用法教育教材に掲載されている強盗致傷の事案を素材として作成したものです。作成に当たっては、50分間1コマの授業においても、本教材を活用した授業を実施できるよう、検討する項目の数を減らすなどしたほか、発達段階に応じた内容となるよう、事実関係を変更しております。

いずれの教材も、自己の意見の形成や適切な表現能力を身に付けることを基本的なねらいとしております。また、中学生であっても、より高度な学習を行うことを目的に、高等学校用教材を使用する、又は、高校生であっても、基礎的な学習を行うことを目的として、中学校用の教材を使用するということも想定して、作成しております。

なお、中学校用教材につきましては、今後、より平易なものとするため、用語の見直しですとか、全体的な分量を減らす調整を行う予定です。

各教材につきましては、動画教材も作成する予定であり、現時点では、動画教材部分を作成するに当たって、必要な箇所を集中的に検討している段階です。今後、学校現場の先生方にとってより利用しやすい教材とするため、学習指導要領上の位置付けなどや指導案を盛り込んだ資料の作成を進めていく予定です。

報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告について、あるいはそれを踏まえての今後の取組の方向性等について、御質問、御意見がある方は挙手をお願いいたします。

館委員、お願いいたします。

館委員 館です。

参考資料の2とか3に、中学校や高校での動画シナリオ案というのがあるんですね。そこで、1、導入、2以降がいわゆる模擬裁判の流れになってくるわけですがけれども、その1において、(1)が刑事手続の流れ、(2)が公判審理手続、そして(3)が模擬裁判授業を行うに当たっての必要な専門用語についての解説になっています。やはり実際に授業をやっていくときに、生徒たちが理解しにくいだろうと思われるのが、この(3)なんです。検察官が立証責任を持っているだとか、疑わしきは被告人の利益や黙秘権は何であるのかとか、証拠裁判主義などの理解というのが、非常に難しいと感じます。

ですから、模擬裁判というものがあまり前面に出すぎることがないように、導入部分でのこういった刑事裁判での基礎的な大事な考え方というものを是非強調して行ってほしいなどという気がします。模擬裁判だけでなく、その前段階の原則みたいなのところがもう少し丁寧に説明されていると、使う方としても、あるいは動画などを見る際に、非常に勉強になるのかなという気がしています。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 立教大学の野澤です。

シナリオとか、結構作るの大変だったと思うんですね。是非このまま実現していただきたいと思っていますけれども、ちょっと1点だけ、私、本当に個人的な感想としてなんですけれども、小学生向けのシナリオというのは、大体小学生の高学年を対象としているんじゃないかなとは思いますが、どうしても刑事事件ですから、何となくやっぱり、私からすると殺伐とした感じが、事件自体がどうもそういう感じを受けるんですね。

夜中の深夜の2時頃に黒い帽子をかぶって、金錠を持っている人が歩いていて、それで、車を傷付けるという、何かちょっと怖いなというのが正直なところで、何かちょっと夢見のような感じなんですけれども、何となく、もうちょっと小学生向けにソフトにというか、何かできないかなと、本当に感想ですけれども、思いました。

佐伯座長 ありがとうございます。

一応刑事の事件を想定しているので、なかなか難しいところはあるかと思えますけれども。

菊地部付 小学校用教材を担当しております菊地です。

小学校のグループにおいても、今、野澤委員が御指摘されたところについては、かなり悩みました。

例えば、自転車窃盗ですとか、落書きの事案など、題材についてはいろいろ検討してみたんですが、その中で、小学生がまねをしないような事案にする必要があるんじゃないかという御意見もありまして、例えば、落書きとなると、ちょっと面白がってやってしまいそうなところもあるかなとか、自転車を盗まれるというのも、結構候補としては高かったんですけども、すごく身近だというところで、いろいろ意見がありました。夜中に、自動車を壊すといった事案であれば、子供たちも、「夜中に外に出ている人たちは悪いよね」という印象を持っているので、さすがにまねはしないのではないかということで、今回の事案を選ぶという結果になりました。

野澤委員の御指摘は、仰るとおりなんですけれども、刑事事件について検討するという部分もありますので、差し支えなければ、この事案で進めさせていただけたらと思います。佐伯座長 私も、小学校時代の自分の気持ちなどは忘れていきますので、小学生がこういう刑事事件について親しみを持っているのかということも菊地部付にちょっとお伺いしたんですけども、例えば、名探偵コナンなどは、小学生の間でも人気があると伺いました。あの漫画の中では殺人事件がしょっちゅう起こっていますから、ある程度抵抗性というんでしょうか、免疫性というんでしょうか、そういうものは小学生にもあるのかなと、私もちょっと、野澤委員と同じような懸念を最初持ったんですけども、大丈夫かなという印象を持ちました。

窪委員、どうぞ、お願いいたします。

窪委員 練馬区教育委員会の指導主事をしております窪と申します。よろしく願いいたします。

もぎさい部会、小学校グループの方にも参加させていただいております。

教材の中身については、法律の専門家の方や小学校の教員も参加しまして、子供の受け止め方ですとか分かりやすさ等も検討しているところです。やはり御指摘のとおり、子供たちが必要以上に怖がらないとか、疑問に思っただけで理解が進まないのではないかと、また、まねをするようなことはないかと、そういった点も部会の方でも検討しながら進めさせていただいています。その辺り、現場の先生方の意見も聞きながら適切なものに、この後更に修正を加えながら、作って行っていければと思っております。

私、これが教材ができた後の広報の仕方についてなんてすけれども、今日も御報告ありました実践状況調査を伺っておりますと、やはり現場の先生方は、まず教材について準備するとか、アクセスする時間がないとか、実施するための時間を見付けづらいということが、調査からもはっきり出ていると思います。これは、教育委員会にいても、そのように実感するところがございます。

一方で、税務署等がやっていらっしゃる租税教育については、かなりの高い割合で実施されているということを見ていきますと、何をするか、どういった必要があるか、子供たちにどんな力が付くのか、ここは明確で、取組がはっきりと分かる、そういったパッケージであると、現場でもかなり使用しやすいということが分かるのではないかと思います。

この模擬裁判教材も、この後学校に出していく際に、どういった力が身に付くのか、またどのように取り組めば、学校でしっかりと実施できるのか、この辺りを前面に強く押し出して広報していくことが、実際に使ってもらえる鍵になると思いますので、是非よろしく願いしたいと思います。

佐伯座長 ありがとうございます。

大変貴重なアドバイスをありがとうございます。

それでは、長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 産経新聞の長戸です。よろしくお願いいたします。

まず、私は、館委員が先ほど仰った、この模擬裁判を学校の授業で進めるに当たって、やはり刑事裁判の原則とか発想ですよね、推定無罪の原則ですとか、やはり黙秘権、何で黙秘権というのが、多分、子供たちからすると、恐らく推定無罪の原則とも関わるとも思うのですが、何で悪いことをしたと思われる人にこういう権利が与えられるんだらうというのは、子供だったらやはり思ってしまうかもしれません。なぜこれが大事なのかというのを、やはりしっかり説明していただくということが大切かなというのを感じました。

それからあと、これは非常にその端っここのものになってしまいますが、万が一、学校現場で、この模擬裁判を進めていく場合に、「被疑者」「被告人」という言い方ですね、なぜ新聞報道と違うのかという質問がもしあった場合の参考になればと思うんですけども、新聞社では、記事で「被疑者」というのは使いません。「容疑者」という言い方をいたします。これは、「被疑者」という言い方をすると、「被害者」「被告」と非常に語感が似た感じがあって混同しやすいということもあって、「容疑者」というのを使っております。それで、実は、昭和59年2月から、事件、裁判報道というのが非常に大きく変わりました、それまでは、裁判の被告人は呼び捨てもありました。それが、昭和59年2月から、実はこれ、いろいろ新聞協会とかで調べましたところ、産経新聞が最初に「〇〇被告」という言い方をするようになったということでございます。なぜ「被告人」でなくて「被告」かというところは、我が社の校閲に聞いても、40年以上新聞記者をしている人に聞いても、当時のことを知っている社会部の記者に聞いても、ちょっと分からなくて、新聞協会でも分からないと。ここからは推測になりますが、恐らく「被告人」「弁護人」という言い方は、刑事裁判における役割というか肩書を示すような、法廷でのそういう役割のようなものがあって、特殊な響きがある。やはり新聞記事となると、そこからちょっと俯瞰というか離れるというのもあって、「被告人」というのを使わず、「〇〇被告」という言い方に落ち着いたのではないかと思います。

ちなみに、容疑者段階では、肩書呼称というのをやっていたわけですがけれども、昭和60年2月からは、元社長ですとか、そういうふうに肩書がある場合はいいんですが、肩書の無い人が被疑者となった場合は、例えば、〇〇老人、〇〇元主婦というような表現で、かえって肩書を付けたことで、読者から批判が非常に殺到したそうです。その後「容疑者」「被告」という言い方が定着していったと聞いております。

以上、すみません、端の端の議論ではありますが、もし学校現場からそういった新聞報道用語との違いが出た場合、報道機関は報道機関独自の判断で実際の裁判とは違う呼び方をしているということが分かっていたらと思いました。

佐伯座長 ありがとうございます。大変貴重な情報をありがとうございました。

それでは、富永委員、お願いいたします。

富永委員 東京都の富永です。

この資料作成、非常に時間が掛かったのではないかなと思っております。御苦勞もあつたと思っております。

先ほど窪委員からありましたけれども、今後これを広げていくためには、付きたい力とか、



こういった内容なのかというのは、非常に強く出していく必要があるのではないか、また、こういった価値があるよと伝えていくことが大事だと思っています。それと一緒に、広げていくために他にも考えたことがあります。いわゆる租税教育、それから東京都の出前授業で水道キャラバンというのがありますけれども、これらは結構学校でやられています、毎年。何がいいのかなと思ったときに、実際の出前授業のときに、ゲストの方が回してくれる、先生方が用意をしたりとか、当日に向けての準備をしたりしなくても、ゲストの方が来て、その1時間ならば1時間をきちんとその方々が司会をやったりとか、運営並びに子供たちの対応をしてくれたりれというところが、結構受け入れやすいのかなと、私も現場で校長もやっていましたので、見ていて非常に思うところです。

ですので、今回、模擬裁判の原稿、これからまだまだきっとシャープに練られると思いますが、実施する際のパターンとして、教室で基本先生がやるパターンと、誰か模擬裁判の被告とか裁判官をやってくれる人も一緒に来てもらって、子供たちに劇調ではないですけども、そういった形でやるというのも一つなのかなとは思っています。どっちがいいかというところで検討は必要かと思えますけれども、そういうやり方もありなのではないかと思っています。

あと、もう一つ、動画の方も作っていただくのは非常に有り難いと思います。ゲストティーチャーを呼ばなくても、教室の中で先生が動画を流しながら、ストップしたりして指導を入れていったり、若しくは解説を入れていったりというようなことは、非常に使いやすいと思いますので、こういった動画も同時に作っていただけるというのは、現場としては有り難いと思っています。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

荒川委員、どうぞ。

荒川委員 弁護士の荒川でございます。

今回、模擬裁判教材ということで、大変な御苦勞をされているのではないかと思います。本当にお疲れさまです。

弁護士の立場から、中学校と高校の教材について、ちょっと率直な感想を申し上げさせていただきたいと思います。今回の教材では、中学校の方は、被告人が所持する紙幣から指紋が見つかったということが書かれており、高校の方は、被告人が金額、金種、封筒まで全く同一の状態を現金を所持していたという設定になっています。弁護士って、いわゆる被告人を弁護するときに、起訴状とは異なるアナザーストーリーをどういうふうに組み立てられるかという観点でいろいろ考えるんですけども、その観点で、この状態を見たときに、これは非常にきついなというのが、率直な感覚です。

特に中学校教材について、アナザーストーリーを考えようとする、例えば、別の犯人が、その指紋付きのものを奪って、それが流通して被告人の手元まで来たということが一つあるんだろうと思いますけれども、今回事件が起こってから被告人が見つかるまで15分ぐらいということなんで、ちょっとそれは考えにくいかなと。もう一つの可能性としては、全然関係ないところで被害者が使った紙幣が点々流通して行って、たまたま被告人の手元にある。それもちょっと、天文学的に低い確率なのかなという気がします。

練られた教材だということだと思いますので、修正してほしいということまで意見として

申し上げるつもりはないんですけれども、ただ、我々弁護士も、出前授業で学校現場に出向いて模擬裁判の授業をやったときに、例えば、生徒の議論が膠着すると、「いやいや、こういう考え方はないかな」とか、「こっちの方からも見てみようよ」みたいな感じで揺さぶりを掛けるんですね。そうしようとしたときに、例えば、今回の教材で、生徒全員が有罪の意見を持ったときに、ちょっとどうやって揺さぶりを掛けたらいいのかなというのは、教材を見ていて若干悩ましいかなと、率直なところとして思いました。

ですので、この教材、一応今の予定では、ゲストティーチャーでなくて、学校現場でも使える教材ということで検討されているということですので、そうすると、議論が膠着したときに、学校の先生がどういうふうに進めていったらいいのかといったところを、指導案などで、ちょっと工夫をすることが必要になってくるんじゃないかなということをおもいました。

佐伯座長 大変貴重なアドバイスありがとうございます。

菊地部付 どうもありがとうございます。まだ内容につきましては、更に検討していく必要があると思っております。本日頂いた御意見については、部会に持ち帰らせていただいて、改めて検討したいと思います。

あと、先ほど、館委員と長戸委員からお話を頂いたところなんですけれども、刑事裁判の原則については、各グループにおいても、やはりそこが一番大事なのではないかという意見が出ております。例えば、小学校グループでは、もう少し児童が実感を持って、なぜ、そのようなルールが必要なのかということを理解できるような例示などを入れる必要があるんじゃないかという意見があり、今まさに、その点をみんなで練っているところです。

磯山委員からも、この点についての御指摘を頂いており、やはり型どおりの説明をしても、なかなか実感としては理解できないだろうということで、具体例といいますか、例えば、自分の身に置き換えたらどうかみたいなことを考えさせるものを、動画の中に入れるなどして、学校の先生方も教えやすいような工夫が必要なのではないかと検討を重ねているところです。

佐伯座長 もしよろしければ、磯山委員、何か補足でお願いできますでしょうか。

磯山委員 文部科学省で教科調査官しております磯山と申します。よろしくお願いします。

私、小・中・高等学校のグループの打合せに、ほぼ全て参加させていただいています。小学校については、今御説明がありましたので、中学校、高等学校について補足いたします。先ほどの御説明ともほぼ重複していますが、中学校、高等学校については、基本的には、リアルな教材になるということを念頭に置きながら、一方で、中学校の場合は、証拠の設定を工夫する、場面の設定を工夫するなどして、発達段階に応じて、高等学校に対して、少し難易度を下げながら論点を絞るということ、具体的には工夫していると思います。

なおかつ、高等学校の場合は、授業の時間枠になるべく位置付けられるようにという、高等学校の先生の御要望とが、多数出ています。ですので、いずれの高等学校であっても取り組めるように、模擬裁判の取組について、解説には書かれていますが、なるべくコンパクトに単元や授業にはまるようにということをお心掛けていると思います。

一方、先ほど館委員からの御意見もあって、また引き続き考えなければならないポイントかと思っておりますが、中学校では、やはりリアルでもありたいですが、より実感を持って、その仕組みが分かるような工夫を取り入れなければいけないということです。やはり中学校の教材は、現段階でも少しシナリオの分量が多いということもあって、苦労しながら改編を重ねているところかと思っております。

ですので、今後は、そういった先ほどご意見などで挙げられていたような用語に関わり、生徒の中にしっかり概念が定着するような工夫というのが求められていると思います。

以上になります。

佐伯座長 大変な御苦勞をいただき、本当にありがとうございます。

太田委員、どうぞ。

太田委員 先ほど荒川委員から御指摘があったかと思いますが、アナザーストーリーというのが重要だということ、大賛成でございます。ここにあるシナリオを拝見すると、基本的に事実の争いをどう認定するかが中心のもののようなのですが、そして、かつ、このシナリオを読むと、何か一つの正解があり、基本的にそれは有罪という正解に導こうとしているような感じがしなくもない気がします。そこが少し気になりまして、やはりそれ以外の他の事実の可能性と比較検討させることが法教育としては必要ではないかと思えます。それと同時に、このシナリオでは、法の当てはめ判断という点があまり表に出ていないという感じもします。法の当てはめ法的判断をさせることも必要かなと感じます。というのも、法教育の重要なことは、やはり多様な見方、いろんな考え方が自分でもできるようにするという、かつ、他の人がいろんな考え方を持っていることと認識し、異なる意見の人をお互いに尊重しあって、理由付けをし合って議論をすることを習得させること、それらが一番重要なことだと思います。すると、もう少し他でもあり得る、あるいはお互いに議論ができる法的論点というものが必要かなと考えた次第です。

今、明治高校で裁判員裁判の模擬裁判をやっています。陪審員役の生徒には、生徒による模擬裁判を見せ、あるいはビデオを見せ、その間にノートを取らせるということをしていきます。そのためにワークシートのようなものを準備して配布しておきます。評議に際しては、開始前に自分の考えと理由とを書いておくよう指導します。その上で、お互いに議論をすると、教育効果として非常に有効であると感じています。グループワークとして評議をし合うときに、やはり他人の意見に流されずに自分の考え方をあらかじめ持つておくということが重要なのだと思います。そういう教育効果も配慮して教材を準備してくださるといいのかなと思った次第です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

神村委員、お願いします。

神村委員 神村です。

今、教材についていろいろ御意見が出ておりますが、検察官の立場から言うと、逆に、この程度の捜査で起訴しませんよという話になるわけでありまして、もっといろいろと、本人の銀行口座がどうなっているとか、周辺の捜査も全部してやるわけで、そういう点からいくと、一つは確かに、事実認定という観点でどっちにも揺れるという設定の教材もあるかと思うんですけども、他方で、あんまり現実と離れたような話で、それを模擬裁判の形でやるのもいかなものかなという気がしております。そういう点で、私なんかは、この教材を見ると、ある意味、これで有罪になるだろうかというふうには思うんですね。確かにきれいなアナザーストーリーというか、そういうものは描けないのかもしれないけれども、しかし、現実の世界で検察官が立証責任を負っているという世界でいくと、これで有罪の判決が出るだろうかと思うので、そういう点では、確かにこの後また練るんでしょうけれども、

その辺りは工夫次第で、いろいろな結論があつて、それが一方で、先ほど出ていた刑事司法というものに対する推定無罪とか、そういった概念とも結び付いていく、そういう教育もできるのではないかなんていうことを、私は思っております。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

磯山委員 発言が違っていたら、部会に参加している先生方にはフォローをお願いしたいのですが、今、御意見にありました事実認定の件につきましては、特に小学校、中学校の場合には、裁判員裁判の理解ということを重視しようと判断しておりまして、そうした意味では、どちらかというところ、仕組みを理解するということに重点を置いて、これまで教材を作ってきているかと思えます。

佐伯座長 ありがとうございます。限られた時間で模擬裁判を行わないといけませんので、いろんな御考慮があるかと思えます。大変な御苦勞をいただいていることがよく分かって、本当に有り難く思っております。

まだ御意見があるかもしれませんが、更に御意見がありましたら、後で事務局にお伝えいただければと思います。

本日皆様から頂いた御意見を踏まえまして、更により案を検討していただきたいと思いますが、頂いた御意見の全てを取り入れるということは難しいと思えますので、御意見の採否につきましては、部会の座長に御一任いただくということにさせていただきたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

ありがとうございます。今日頂いた御意見は、きちんと伝えて御検討を進めていただきたいと思いますと思っています。ありがとうございます。

本日予定した議題は以上ですけれども、この際、委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 福井大学の橋本です。

浜銀総合研究所の報告書に戻って、少し確認というか、お話しさせていただければと思うんですけども、報告書の54ページなんですけど、(2)の法教育教材の利用状況について、約半数の中学校が、法務省作成の法教育教材を認識していたけれども、同教材を利用した中学校は全体の8.5%にとどまったというところが、かなり懸念材料に思っていて、その理由として、時間的余裕のなさもあるが、既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるという回答も相当数あったということなので、法務省の教材それ自体は使われずに、指導書、教科書で代用できるのではという話になってきているということなので、何かしら新しい中学校用の教材の作成も、今後考えていかないといけないんじゃないかなというのは、この調査結果で思ったところです。

佐伯座長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

菊地部付 どうもありがとうございます。最近、出前授業でのニーズとございますか、こういう授業をやってほしいというところで、例えば、この間、一昨年度作成した契約に関する高校生向け法教育リーフレットですとか、やはり最近作成したユーチューバーが食レポでレスト

ランを酷評してトラブルになるという、表現の自由と人格権のぶつかり合いなどについて考える視聴覚教材を使った授業を求める声などがあり、少し学校現場のニーズが変わってきているところもあるのかなと感じているところです。

デジタル化も含めて、学校の授業のやり方がいろいろ変わってきているところもあり、また、既存の法教育教材について、「中身はいいんだけど、もう一工夫ほしいな」みたいな声もありますので、今御指摘いただいたことについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

佐伯座長 ありがとうございます。

本日は貴重な御意見をたくさん頂きましてありがとうございました。ほかにないようでしたら、本日はこれで終了とさせていただきたいと思えます。次回会議の日程等については、追って事務局から御連絡差し上げます。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—